乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成３０年11月分)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	道南バス株式会社（法人番号１４３０００１０５６８８０）　代表者矢野輝佳	北海道室蘭市東町３丁目２５－３	東営業所	北海道室蘭市東町３丁目２５－３	H30.11.28	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	道路運送法第１２条第３項他５件	平成３０年５月８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）運賃料金、運送約款等の変更掲示義務違反（道路運送法第１２条第３項）、（２）乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項）、（３）健康状態の把握義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）、（４）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第４項）、（５）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）、（６）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	５	７
2	道南バス株式会社（法人番号１４３０００１０５６８８０）　代表者矢野輝佳	北海道室蘭市東町３丁目２５－３	登別若山営業所	北海道登別市若山町２丁目４１－１	H30.11.28	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他６件	平成３０年５月９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）運賃料金、運送約款の掲示義務違反（道路運送法第１２条第１項）、（２）運賃料金、運送約款等の変更掲示義務違反（道路運送法第１２条第３項）、（３）苦情処理の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３条第２項）、（４）乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項）、（５）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）、（６）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）、（７）運転者に対する指導監督の記録事項違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	１	８
	以下余白									